会議録要旨

（１）会議の名称	令和５年度　第２回南越前町環境審議会
（２）開催日時	令和５年１０月１０日（火） 午後６時３０分～午後８時３０分
（３）開催場所	南越前町役場　別館２階　第１会議室
（４）委員出席者数	１２名
（５）委員欠席者数	３名
（６）傍聴者数	５名
（７）内容の要旨	１　開会 ２　会長挨拶 ３　審議事項（別添の「委員からの意見と事務局対応案」のとおり） （１）第２次南越前町環境基本計画に係る基本施策と行動計画（案）について ・基本施策と行動計画の基本方針１から５までの説明を行った。 （２）第２次南越前町環境基本計画に係る重点プロジェクト（素案）について ・委員からいただいた提案について、要約して説明を行った。 ４　その他 （１）今後のスケジュール等について ・今後のスケジュール等について説明を行った。 ５　閉会（副会長挨拶）

第２回南越前町環境審議会　　資料　２

第２次南越前町環境基本計画・施策等の案への意見及び事務局対応案

日時　令和５年１０月１０日（火）　１８：３０～２０：３０

場所　南越前町役場

１．基本施策と行動計画（案）について

（１）基本方針１：脱炭素を実現するまち

No	質問・意見等	事務局回答
1.	町内街灯のＬＥＤ化は終了しているのでは？ 一方で、今後取り組む対象としての記載は限定的にとどまっている。	・町内街灯はＬＥＤ化が未了の部分もあり、今後引き続き進めます。 ・計画書では、今後取り組む対象として町内公共施設全体である旨を表記します。
2.	再生可能エネルギーの推進に因み、風力発電等への町の考えはいかがか？ 集落での意見をまとめるためにも、町の考えを聞きたい。	・風力・太陽光等の再生可能エネルギーは、脱炭素社会を推進するための重要な取組であると考えています。 ・一方で、町内での発電所等の設置については、環境負荷、災害防止、地域振興等の事業者説明に対して地元住民皆さまのご理解が重要と考えます。
3.	エネルギーの地産地消は理解できるが、地域で使う以上の電力を当町で取り組む意図は理解できない。	・ご意見賜りました。

（２）基本方針２：生物多様性を育むまち

No	質問・意見等	事務局対応案
1.	山林ではシカが増えすぎており、山林が荒れている。この対応も必要。	・方針２）生物多様性の施策にある有害鳥獣の項目に含めて施策の記載文章を検討します。 ・ご指摘の内容は積極的に取り組むべきこととして、重点プロジェクト２（生物多様性関連項目）にも含めて記載します。

2.	獣害は農林業被害にとどまらず、広い視点で取り組むべき。環境基本計画においても積極的に記載すべき。	・前項と同様です。
3.	山林での災害復旧はどのように捉えるのか？	・山林での災害復旧は、治山・砂防や林業に関わる事業で対応することになります。 ・環境基本計画では、災害に強い森林を育てていく旨を記載する想定です。
4.	森林の活用に関連し、木材利用推進のため、木材の乾燥施設の配置はどうか。坂井市では木材のチップ化とこれを熱源とした発電事業の事例もある。	・現時点で、町内には木材乾燥施設は無いところです。 ・一方で、必要に応じて他市町の施設でチップ化等に供するなど、広域で連携した取り組みはこれまでにも実施しており、今後も間伐材等の利活用を推進します。

（３）基本方針３：生活環境を守るまち

No	質問・意見等	事務局対応案
1.	民間事業所から騒音が発生した際、町の対応はできないのか。騒音レベルは法規制対象外であっても、生活者には迷惑であるケースもある。例えば、騒音の監視はできないのか。	・不法投棄の監視とあわせ、騒音、悪臭等の公害に関連する項目についても発生の把握に努めます。 ・また、地域住民の要請等に応じて発生者に対して対処を要請します。
2.	騒音以外にも、「悪臭」についても検討してほしい。	・前項と同様です。

（４）基本方針４：循環型社会のまち

No	質問・意見等	事務局対応案
1.	使い捨て品の利用を避けることは、事業者・町民に限らず、行政も取り組むべき（例：会議でのお茶など）。	・使い捨て品の利用回避について、町が取り組む施策にも盛り込みます。

2.	海洋ごみについて触れられているものの、「海洋粗大ごみ」への言及が乏しい。	・海洋粗大ごみは、海洋ごみに含めて対応すべく施策に記載します。
3.	空き家対策として具体的にどう取り組むのか。高齢者の憩いの場として活用するなどはどうか。	・空き家対策について、具体的には空き家バンクに取り組む等があります。 ・高齢者の憩いの場については担当部署にて検討します。

（５）基本方針５：パートナーシップのまち

No	質問・意見等	事務局対応案
1.	環境教育に関連し、町内に高等学校が不在であることもあり、町内だけで検討を深めることは難しい面もあろう。大学も含め、町外の教育機関と連携することも視野に入れてはどうか。	・ご意見ありがとうございます。教育機関とも連携し、検討いたします。

２．重点プロジェクト素案について

No	質問・意見等	事務局対応案
1.	重点プロジェクト１（脱炭素） 取組②の再エネ普及と治山池沼では、「太陽光」についても触れてほしい。今後、技術が進み、太陽光パネルはもっと汎用性が高まってくることも期待できる。	・取組②に「太陽光」も記載します。
2.	重点プロジェクト１（脱炭素） 打ち水の実施について、融雪装置を使って打ち水をするのは電気を使うことにもなり脱炭素と相いれない。自然流下水を使うといったアイデアも取り組んではどうか。	・打ち水の実施は、環境活動の普及啓発として小規模に取り組むことを想定しています。 ・融雪装置の使用についてはご指摘のとおりと考えており、同装置使っての打ち水までは実施はしない方向で検討しております。
3.	重点プロジェクト２（生物多様性） 「豊かな生態系を活かす」ための取組として、スギ・ヒノキ人工林での事項に留めず、広葉樹林についても言及すべき。	・豊かな生態系を活かす取組に関する文書中に、広葉樹林についても言及します。

３．計画書案全体に係る事項

No	質問・意見等	事務局対応案
1.	基本方針のフレーズが不統一。本環境基本計画の特徴を表わすものであり丁寧に検討すべき。	・ご指摘のとおり検討します。
2.	施策推進の表記について、行政の取組は「～します。」としているのに対し、事業者・住民は「～願う。」といった表記となっており、「自分たちが取り組む」といった意思が弱そうに感じる。	・環境基本計画は町が策定するもので、主体は町となります。事業者・住民には「呼びかけ」の表記が事業者・住民にはなじみやすいと考えました。 ・当面、このまま書き進めさせていただき、全般が見えた段階で改めてご意見ください。
3.	用語不統一が多くみられる（市民、町民、催事、イベント、など）。 町内に幼稚園は無い。	・用語は統一し、その他標記に留意します。
4.	第１章 環境指標(p.6)の項の一覧表備考欄は、記載された内容・表記とも不統一。ごみ処理経費の「５％」の意味も不明。	・改めて、全般を通じて修正します。

令和５年度 第２回南越前町環境審議会　次第

日 時　　令和 5 年 10 月 10 日（火）　午後 6 時 30 分～
場 所　　南越前町役場　別館２階　第１会議室

１　開　会

２　会長あいさつ

３　議　事
（１）第２次南越前町環境基本計画に係る基本施策と行動計画（案）について

（２）第２次南越前町環境基本計画に係る重点プロジェクト（素案）について

４　その他
（１）今後のスケジュール等について

５　閉　会

※次回開催日時：１１月　　日（　　）　１８時３０分から、役場別館第１会議室

南越前町環境審議会委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）

区　分	役　職	氏　名	備　考
学識経験者	福井工業高等専門学校 環境都市工学科 嘱託准教授	奥村　充司	会長
住民代表	令和５年度 南越前町区長会連合会　会長	坂川　佳之	副会長
	令和５年度 南越前町区長会連合会　副会長	野村　　浩	
	令和５年度 南越前町区長会連合会　副会長	小角　　譲	
	令和５年度 南越前町区長会連合会　理事	川﨑　　晃	
	令和５年度 南越前町区長会連合会　理事	藤原　禎夫	
	令和５年度 南越前町区長会連合会　理事	向山　　功	
関係団体	越前たけふ農業協同組合　理事	齋藤　隆男	
	南条郡森林組合　代表理事組合長	谷﨑　信雄	
	河野村漁業協同組合　代表理事組合長	木邑　康和	
	日野川漁業協同組合　副組合長理事	佐々木武夫	
	令和５年度 南越前町男女ネットワーク　会長	谷口　はるみ	
	令和５年度 南越前町民生委員児童委員協議会　主任児童委員	内藤惠美子	
	令和５年度 南条郡校長会（南条小学校校長）	今村　公一	
関係行政機関	丹南健康福祉センター 環境衛生部　部長	松浦　與一	

資料１

基本施策と行動計画　基本方針１．地球規模で生活基盤を守る　～脱炭素社会を実現するまち～

	主体	項目	基本施策・行動計画（案）
1	行政	再生可能エネルギーの推進	公共施設等への太陽光発電設備や蓄電池の導入を検討、実施
2		再生可能エネルギーの推進	再生可能エネルギー等の電力の購入・活用推進（再エネ地産地消の推進）
3		再生可能エネルギーの推進	事業所等への太陽光発電設備の導入に関する支援、情報発信
4		省エネルギー推進	事業者への省エネ化推進や環境関連事業のための設備導入に向けた支援、情報発信
5		省エネルギー推進	消耗品等のグリーン購入の実施、資材選定における環境の配慮
6		省エネルギー推進	省エネ家電や高効率設備、省エネ行動に関する情報発信、促進
7		省エネルギー推進	公共施設等へのLED照明等の導入（学校、公営住宅、街灯）
8		省エネルギー推進	国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」や「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の推進
9		省エネルギー推進	公共施設等の新築時のZEB・ZEH化、改築時の省エネ性能向上
10		省エネルギー推進	ZEB・ZEH、既存住宅の省エネ化（断熱性向上等）の情報発信、啓発活動
11		温室効果ガス削減	公用車へ環境配慮車両（EV等）を導入、EV充電スタンド等の整備、支援、情報発信
12		環境まちづくり	脱炭素社会に貢献するスマートコミュニティの形成に向けた取組
13		温室効果ガス削減	徒歩や自転車の利用、公共交通機関の利便性向上・利用促進
14		二酸化炭素吸収源対策	森林の適切な維持管理、植樹の支援
15		気候変動への対応策	熱中症の予防・対処法に関する情報を積極的に収集・発信
16		気候変動への対応策	ハザードマップ等を積極的に発信し、防災訓練や避難計画作成等活用した防災意識の醸成
17	事業者・町民	再生可能エネルギーの推進	再生可能エネルギーなど環境負荷の少ない電気の購入・利用を検討
18		再生可能エネルギーの推進	事業所や住宅における太陽光発電システムや蓄電池の導入
19		省エネルギー推進	国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」や「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」への協力
20		省エネルギー推進	省エネ診断等を活用し、高効率型や省エネ型など環境負荷の少ない製品や設備への買い替え
21		省エネルギー推進	新築、改築時に省エネ設計や ZEB・ZEH の検討
22		省エネルギー推進	グリーンカーテン、打ち水等による温度調整
23		温室効果ガス削減	徒歩、自転車、公共交通機関等、自動車以外の通勤・通学等移動手段を利用
24		温室効果ガス削減	環境配慮車両（EV等）を導入
25		二酸化炭素吸収源	森林の役割の知識と理解を深め、活動等に参加
26		二酸化炭素吸収源	新築、改築時の県産材の木材の利用
27		気候変動対策	台風・集中豪雨等災害や熱中症への対策準備、ハザードマップの確認

基本施策と行動計画　基本方針2. 豊かな自然を未来につなぐ　～生物多様性を育むまち～

	主体	項目	基本施策・行動計画（案）
1	行政	生物多様性保全	鳥獣保護区の管理
2		生物多様性保全	外来生物等の情報発信、侵入未然防止・分布拡大抑制
3		生物多様性保全	希少野生動植物種の保全に係る普及啓発（ヤシャゲンゴロウ展示室の運営）
4		生物多様性保全	多様な生きものの生息場所となる場の周知・拡大（水路や休耕田ビオトープ等）
5		生物多様性保全	開発に伴い必要な生態系保全等に係る事業者への指導
6		生物多様性保全	自然共生サイトへの登録参加（OECM登録を通じた30by30への協力）
7		森林等の保全	森林の維持管理支援（適切な除間伐の実施、危険木伐採等）
8		森林等の保全	森林保全に向け、計画に基づいた整備の推進
9		農地・農業の保全	有害獣の農作物等被害対策の実施（侵入防止設備設置支援、捕獲体制整備等）
10		農地・農業の保全	環境保全型農業への支援
11		山・農地の活用	農地の重要性について町民・子どもたちへの学習機会創出、意識啓発
12		山・農地の活用	地元産物の購入・利用促進（地産地消）
13		山・農地の活用	地域の農林水産物や資源のブランド化
14		自然とふれあう機会の創出	自然とふれあう場の整備（自然遊歩道、サイクリングロード等）
15		自然とふれあう機会の創出	地域の自然資源を活用した観光やエコツーリズム、体験プログラム構築促進
16		自然とふれあう機会の創出	既存公園の管理運営、防災公園としての機能の充実・強化
17		川・海を守り育む	持続可能な漁業の普及促進
18		川・海を守り育む	河川、海岸の維持管理、保全活動への協力
19		保全活動の実施・支援	環境活動の実施（清掃活動、物資提供等、その他環境活動）
20	事業者・町民	生物多様性保全	開発に伴う環境影響評価の適切な実施。法令要件に満たない場合にも自主的に実施
21		生物多様性保全	自然共生サイトへの登録参加（OECM登録を通じた30by30への協力）
22		生物多様性保全	外来生物やペットの飼育・栽培の適切な管理
23		森林等の保全	事業活動での地域の自然環境と生態系（生物多様性）に配慮
24		森林等の保全	保有する山林・農地の適切な管理、有効活用（農地の貸出等）
25		農地・農業の保全	地元の農林水産物の購入・活用・販売（地産地消）
26		農地・農業の保全	環境調和型農業の実践に努める
27		その他	環境に配慮された商品の開発や購入
28		その他	自然環境保全活動の情報を周知、積極的な参加、協力

基本施策と行動計画　基本方針3. 豊かな暮らしを次世代につなぐ　～生活環境を守るまち～

	主体	項目	基本施策・行動計画（案）
1	行政	河川、騒音、大気汚染等対策	大気、水質、土壌のモニタリングの実施と結果公開
2		河川、騒音、大気汚染等対策	大気や河川水における有害化学物質の監視
3		河川、騒音、大気汚染等対策	事業者への環境法令基準や制度の周知、環境負荷軽減への取組支援
4		河川、騒音、大気汚染等対策	不法投棄防止等の環境パトロールの実施、情報発信
5		河川、騒音、大気汚染等対策	野外焼却の防止・抑制のため、啓発・指導を実施
6		河川、騒音、大気汚染等対策	事故の場合の迅速な対応のため、関係機関との連携強化
7		水環境の保全	下水道への接続、合併処理浄化槽の普及、設備の維持管理、支援
8		景観形成	空き地や空き家（店舗）の適正管理
9	事業者・町民	公害の防止に関すること	水質や騒音、振動、大気汚染などに関する基準を遵守
10		公害の防止に関すること	化学物質の適正使用と管理徹底
11		公害の防止に関すること	問題が発生した場合は速やかな対策を実施
12		公害の防止に関すること	近隣に迷惑をかけるような音は出さない
13		景観形成	施設の設置や更新・工事の際の近隣住民への配慮（騒音等）
14		景観形成	空き地や空き家・店舗の適正管理
15		水環境の保全	生活排水による水汚れ防止（調理くず、食器汚れを流さない等の工夫）
16		その他	伝統的建築様式や地域文化・言い伝えなどの継承
17		その他	埋もれている歴史・文化の掘り起こし

基本施策と行動計画　基本方針4．地球の資源を大切に活用する　～循環社会のまち～

	主体	項目	基本施策・行動計画（案）
1	行政	廃棄物の減量・3R	適正なごみ分別の情報普及
2		廃棄物の減量・3R	排出される廃棄物の3Rの推進
3		廃棄物の減量・3R	不法投棄防止活動の実施、活動支援、啓発広報
4		廃棄物の減量・3R	食品ロス削減運動（おいしいふくい食べきり運動等）の推進、意識啓発
5		廃棄物の減量・3R	資源物の回収（古紙、雑がみ、プラスチック、廃食用油など）
6		廃棄物の減量・3R	フードドライブの普及促進
7		廃棄物の減量・3R	事業者、市民へのマイバッグ等の利用啓発
8		廃棄物の減量・3R	会議・イベントでのマイボトル等の持参推奨
9		廃棄物の減量・3R	海洋プラスチック（漂着ごみ）問題の情報収集を行い、回収、資源化等検討推進
10		廃棄物の減量・3R	下水汚泥の資源化
11		ごみの適正処理	近隣自治体とのごみの共同処理、広域的なごみ処理
12	事業者・町民	廃棄物の減量・3R	[飲食業]食べきり運動への参加、消費者への食品ロス削減協力呼びかけ
13		廃棄物の減量・3R	[小売業]バラ売り、見切り販売等食品ロス削減
14		廃棄物の減量・3R	使い捨て製品の使用の抑制や代替素材への転換（使い捨てプラスチックからバイオプラスチックへ、等）
15		廃棄物の減量・3R	マイバックやマイボトルを持参
16		廃棄物の減量・3R	集団資源回収を利用し、再資源化に協力
17		廃棄物の減量・3R	ごみの分別徹底、ルール遵守
18		廃棄物の減量・3R	古紙、雑がみを資源として分別
19		廃棄物の減量・3R	ごみ減量・ごみ分別・リサイクル方法に関する学習会、説明会に参加
20		ごみの適正処理	廃棄物の適正処理
21		ごみの適正処理	災害廃棄物の適正な処理
22		その他	節水、雨水の有効利用
23		その他	地元食材や製品の購入・利用

基本施策と行動計画　基本方針5. みんなで共に学び活動する　～パートナーシップのまち～

	主体	項目	基本施策・行動計画（案）
1	行政	環境活動の推進	環境イベント・事業の開催、支援
2		環境活動の推進	環境保全に取り組む団体との連携
3		活動団体との連携	環境保全活動や清掃活動を実施する団体や市民への支援
4		環境教育の推進	幼稚園・保育園や小中学校等における環境教育や美化意識の啓発推進
5		環境教育の推進	環境保全意識を高める講座や催事の企画運営
6		環境教育の推進	環境に関する情報発信（環境や自然状況、支援策、新たな環境問題等）
7	事業者・町民	環境活動の推進	環境保全活動や環境美化活動への参加、協力、情報発信
8		環境活動の推進	事業における環境保全活動などの取組をステークホルダーに公開
9		環境活動の推進	環境保全活動や環境美化活動に参加
10		環境活動の推進	環境に関する取組の情報発信
11		環境教育の推進	環境情報に関する研修会や勉強会に参加（情報の収集、実践）

資料　2

第２次南越前町環境基本計画に係る重点プロジェクト（素案）

重点プロジェクトへの委員ご提案について（要約）

・提案者　　10 委員

・プロジェクト案件数　　14 件　（脱炭素 6 件、生物多様性（防災等含む）4 件、循環型社会 3 件、パートナーシップ 1 件）

１．脱炭素

No	提案のあったプロジェクト名	背景	内容/役割分担/数値目標	第２次環境基本計画への反映案
1.	南越前町のゼロカーボンシティ宣言と電力地産地消を核とした脱炭素ロードマップ実践	・県内では８市２町が、すでにゼロカーボンシティ宣言を行っている。 ・南越前町でも宣言し、具体的施策を実施すべき。	・脱炭素ロードマップでは、行政・事業所・住民が一体となりその実現のための方策を検討する。 ・化石燃料の使用を減らすとともに、町内で消費する電力を地産地消する（エネルギー代金の町外流出を防ぎ、再エネ電力の資料を促進）必要がある。 ・一般廃棄物による発電、風力発電等の再エネを地域に供給する地域新電力を立上げ、電力地産地消の事業スキームを構築する（地域住民の EV ステーション、南条 SA・道の駅などでソーラーカーポートでの販売も視野）。 ・風力発電事業者には地域新電力への参加・投資を願う。 ［役割分担］ 行　政：ゼロカーボンシティ宣言、ロードマップ策定、地域新電力事業の立ち上げ、関連企業、地区との協議、国の補助や交付金制度の利用可能性の情報収集 事業所：EV 化可能な設備への更新、地域新電力の利用促進 住　民：ZEH の理解と個人投資 風力発電事業者：地域新電力への参加・投資 ［数値目標］ 電力の地産地消 100％	脱炭素に関する他のご意見等とあわせ、重点プロジェクトの一つとして位置付ける。 →No.1～5 を統合した重点プロジェクトを検討 ※実現可能可否は、個別に要検討 ※テーマによっては関連事業者に要確認

No	提案のあった プロジェクト名	背景	内容/役割分担/数値目標	第２次環境基本計画への反映案
2.	脱炭素に向けて	・地球環境悪化が進み、世界中で災害が頻発している。 ・ひとり一人ができることを少しでも取り組む。	・EV 車購入補助金の制度を設ける。 ［役割分担］－ ［数値目標］－	同上
3.	太陽と風と水の物語 ※プロジェクト名は、誰にでもわかりやすく親しみやすい表記とする。	・大規模な再生可能エネルギー事業が進むが、開発行為は抑えるべき。 ・そのためにも、地域の電力は地域で取り組む。	・事業所、家庭に再生可能エネルギーを積極的に取り入れる。 ・小規模風力発電や小水力発電も有効と思う。 ［役割分担］ 行　政：公共施設での太陽光発電の設置・LED 化 事業所・住民：蛍光灯や白熱灯から LED に転換 ［数値目標］ 公共施設での太陽光発電の設置・LED 化　30% 事業所・住民の LED 化　100 件	
4.	打ち水の町宣言	・地球温暖化による高温が続き、冷房利用により電気使用量も増える。自動車は生活に欠かせない。 ・人工構造物の増加により緑地が減り地表面温度が高くなってきている。	・点から線へ、線から面へと小さな活動を地域全体に広げて効果を出す。 ・事業所では敷地内の緑化により温暖化防止に取り組む。 ［役割分担］ 行　政：観光施設に EV 車充電設備設置、公用車に EV 車導入、 道路融雪装置を使った打ち水作戦の実施、 打ち水への取組者・団体に特典発行（地域通貨券等） ※特典は、御朱印等観光とも連動する内容を検討。 事業所・住民：各家庭や事業所で打ち水を実施 ［数値目標］ 公用車の EV 車　各課 1 台、EV 車充電施設　10 か所 打ち水参加者　100 名、道路融雪延長　10 km	

No	提案のあった プロジェクト名	背景	内容/役割分担/数値目標	第２次環境基本計画への反映案
5.	バイオマスエネルギーの活用	・令和４年の水害では切り捨て間伐された樹木が土石流の一部となり集落を襲った。 ・間伐材の活用により森林整備を進め防災に繋げてはどうか。 ・薪の入手をしやすくし、当町特産のつるし柿生産への活用、薪ストーブの利用拡大につなげてはどうか。	・町内森林で発生した材を、町民（林業従事者に限らず）薪やチップに加工し、町内で活用できる仕組みをつくる。 ［役割分担］ 行　政：町内施設でのバイオマスエネルギー導入を検討（予算化）、木材加工場の整備。 ［数値目標］－	同上
6.	町一丸となってカーボンニュートラル	・マイバッグ、省エネ家電導入は進んでいるものの、町民が取り組めることはまだあるはず。 ・店先でエンジンをかけたまま車を離れるなど、まだ意識が高いとはいえない。	・行政が旗をふって、カーボンニュートラル社会に向けた意識向上を推進。 ［役割分担］ 行　政：カーボンニュートラル社会の積極的な広報（町内施設へのポスター掲示、広報誌に掲載、ステッカー配布等）、町独自で町内事業者への排出量低減への指導、排出量削減取り組みへの表彰等の動機付け 事業者：事業所ごとに目標を設定し、年度ごとの結果公開（ホームページ、企業パンフ、事業所内での目標・手段・実績掲示等） 住　民：アイドリングストップ ［数値目標］ 町全体の排出量の数値化による目標値を設定	「基本方針１（地球規模で生活基盤を守る）」の施策の中に位置づける。 ※「クールチョイス」や「デコ活」等の国が推進する国民運動への参加を施策導入を検討中。

２．生物多様性（減災・防災等を含む）

No	提案のあったプロジェクト名	背景	内容/役割分担/数値目標	第２次環境基本計画への反映案
1.	森と川のつながりによる生態系サービスの恩恵の享受	・当町の広大で豊かな森林を有し、そこからきれいな水が日野川に注ぎ、農林水産物を育んでいる。 ・一方で、近年の豪雨災害などで、水産業、観光産業がダメージを受けている。	・森林及び河川（渓流を含む）を生態系の観点から保全し、生物多様性を高める。森林では、森林の構成樹種を見直し、本来成立し得る自然樹種の構成を基本とし、山腹崩壊等を予防・保全し、土石流・濁水発生を防止。 ・川では多自然型川づくりを導入し、魚道整備も行う。 ・森と川の一体化した保全策（水源涵養、土砂流出防備、自然観光資源算出等）をとり、生態系サービスの恩恵を未来につなぎ、環境・防災・観光を融合し、官民連携で生態系サービスの質を向上させる。 ［役割分担］ 行　政：森林計画を見直し、環境・防災・観光を融合させる 事業所・住民：生態系サービスを再認識し、観光産業にも注力 ［数値目標］ 来訪者数　　コロナ禍前との比較で 2030 年度は 30％増	①生物多様性、②減災・防災、③地域活性化等を連動したプロジェクトを検討 → No.１～４を統合した重点プロジェクトを検討 ※実現可能可否は、個別に要検討 ※テーマによっては関連事業者に要確認
2.	日本の原風景再生プロジェクト	・過疎化に伴い耕作放棄地が増え、地域活動も低下するなかで外来植物の繁殖が著しい。	・町民みなが、外来種のこと（種の特徴、環境への影響等）について知る。 ・オオキンケイギク等外来種の駆除を進め、在来種の越前すいせんやヒガンバナ等の植栽により本来の日本の原風景を取り戻す。 ・住民への周知と環境教育とも連携し、取組の見える化にも取り組み、活動にはポイントが配布されるなど楽しみながら取り組めるよう配慮する。 ［役割分担］ 行　政：住民への周知と環境教育の推進。SNS 等で駆除等の対策進捗を情報発信（活動の輪の拡大） 事業所・住民：自分たちのまわりの環境を本来の環境に戻す、環境の変化に関心をもつ。 ［数値目標］ 駆除処理量　約７ｔ（世帯数 3,349 戸＋事業所 380 社）×20％×10 kg	

No	提案のあった プロジェクト名	背景	内容/役割分担/数値目標	第２次環境基本計画への反映案
3.	災害に強い里づくり	・町面積の９割を山林が占め、雪崩・土砂崩れ防止の役割が期待される。 ・しかし、令和４年発生の豪雨災害により山林から河川・集落に土砂が流れ込んだ。 ・自然と共生しながら災害に強い環境整備を複合的に行う「南越前町モデル」を官民学共同で取り組んではどうか。	・行政主導でインフラ整備しきれない場所については、市民参加型で土砂崩れや水害に強い土地づくりを推進する。 ・身近にある森林から材料を得て、「しがら」「石積み」など伝統技法により山や山際の環境を整備する。 ・農地や私有地、空き地も「田んぼダム」「雨庭」として活用し、洪水の置きにくい里づくりに町民も協力する。 ［役割分担］ 行　政：皆伐地では再植林を指導。苗木食害、雪害防止の施策推進。 研修会開催に協力。農地・山林等、私有地での環境整備に要する調整 住　民：居住エリアに関わらず、町民一丸となって研修・作業協力、土地使用の許諾協力。 専門家：「田んぼダム」「雨庭」などの仕組み、獣害対策方法、しがら技法を町民・集落に指導 ［数値目標］ 協力集落数　０集落　→　20 集落	同上
4.	森林生態系の保全・管理・維持による防災・減災	・町面積の 92％が森林におおわれているが、異常な降雪や線状降水帯による豪雨の発生があり、対策を要する。	・人工林の計画的な管理（間伐、枝打ち等）、里山沿いに管理道路造成による維持管理の利便性向上。 ・山際の道を維持（野生鳥獣の侵入防止柵設置）することで獣害低減。 ［役割分担］ 行　政：人工林の計画的管理の計画立案・予算化、住民への説明 事業者・住民：人工林の計画的管理への協調・推進 ［数値目標］－	

３．循環型社会

No	提案のあった プロジェクト名	背景	内容/役割分担/数値目標	第２次環境基本計画への反映案
1.	南越前町クリーンアップ大作戦	・河野地区の海辺では大量の海洋ゴミが漂着し、他でも車中からのポイ捨てが多く見かけられる。 ・景観や自然環境保護の観点からもごみを減らす取組が必要ではないか。	・ゴミ拾い大会を開催し、回収ゴミの分別・計量をし、その結果を広報誌・町ホームページ等で公開する。 ［役割分担］ 行　政：大会の企画、広報、運営、結果報告 事業者：協賛（ごみ拾い大会で使う、軍手・ゴミ袋・トングなどの用具類提供）、回収ゴミの計量、廃棄に係る費用の負担 住　民：大会に参加し、手分けしてゴミ拾いと分別 ［数値目標］ ２回/年開催（春；河野（海水浴シーズン前）、秋；今庄（盛夏回避））	循環型社会の実現を総合的に実現できる内容を検討 → No.１～３を統合した重点プロジェクトを検討 ※実現可能可否は、個別に要検討 ※テーマによっては関連事業者に要確認
2.	目指せ　スポごみチャンピオン ※スポごみ…ごみ拾いのルールを決めてスポーツとして楽しむ催し	・町内では依然として多くのポイ捨てゴミが見られる。 ・クリーンセンターではプラごみも燃やせるようになりリサイクル意識は低下しつつある。	・スポごみを開催し、ごみに対する理解を広める。 ・海洋ゴミにつながるプラスチックを出さない・使わない工夫もする。 ［役割分担］ 行　政：プラスチックのリサイクル必要性を広報 事業所・住民：スポごみへの参加 ［数値目標］ 燃やせるごみの量を 5%削減	
3.	リサイクルが地球を救う	・SDGs に「気候変動に具体的な対策を」の目標に因んだ取組を。	・気候変動とその影響を止めるために、ひとり一人がすぐできることとして「リサイクル（再利用）」を推進する。最終的に CO2 発生抑制につながる。 ［役割分担］ 行　政：参加者に特典付与、事業所への助成金等交付 事業所・住民：リサイクル可能なモノの譲渡 ［数値目標］－	

４．パートナーシップ

No	提案のあった プロジェクト名	背景	内容/役割分担/数値目標	第２次環境基本計画への反映案
4.	みんなで学ぶ自然教室	・生物多様性という言葉を聞いたことがあっても、その内容を理解している人は少ない。 ・当町は自然豊かな土地であることに町民が気づけば、おのずと当町に誇りと愛着が持てる。 ・自然・生物多様性について学ぶ機会の重要性を提言したい。	・生涯学習講座の枠内、またはそれとは別個に枠を設け、自然にまつわる様々な分野の講習会を開催し、大人・子どもも一緒に参加できる内容とする。座学に限定せず、フィールド見学も企画する。 ・南条・今庄・河野それぞれのエリアに偏らず開催し、当町ならではの動植物を盛り込む。 ・テーマごとの講師は、専門家に限らず、小中学校の理科教員、農遊コンシェルジュ、農協・漁協の組合員、町の鳥獣害対策員、森林組合など、町内でも協力依頼や参加を呼び掛ける。 ・テーマ例…生物多様性はなぜ重要か？ ヤシャゲンゴロウ、町の農産物、海・川で獲れる魚、獣害、森林を歩く…など ［役割分担］ 行　政：町民向けの自然教室の企画・運営（行政、町議員等も参加） ［数値目標］ 年間開催数　６回	「基本方針５（みんなで共に学び活動する）」の施策の中に位置づける。 ※実現可能可否は、個別に要検討 ※テーマによっては関連事業者に要確認

資料　３

［R5.9.28 版］

第２次

南越前町環境基本計画

（作業中冊子）

- この冊子の表紙・裏表紙は暫定版です。
  最終版は、写真掲載等カラーデザイン予定です。
- 本文中の文字色の別は、つぎのとおりです。
  黒文字：事務局案の原稿
  青文字：記載に関する留意事項・説明等
  ※文書確定後消去予定

令和６年３月

福井県

南 越 前 町

目　次

第１章　　計画の基本的事項 1
1.1 計画改定の背景と趣旨 1
1.2 計画の位置づけ及び関連計画 4
1.3 計画の期間 4
1.4 環境指標 6

第２章　　南越前町が目指す環境像 7
2.1 基本理念 7
2.2 目指す環境像 7
2.3 基本目標 8

第３章　　基本施策と行動計画 9
3.1 地球規模で生活基盤を守る 9
3.2 豊かな自然を未来につなぐ 11
3.3 豊かな暮らしを次世代につなぐ 13
3.4 地球の資源を大切に活用する 13
3.5 みんなで共に学び活動する 14

第４章　　重点プロジェクト 15
重点プロジェクト１　町民みんなで実現する脱炭素社会 15
重点プロジェクト２　豊かな生態系を活かした防災・減災 17
重点プロジェクト３　町民みんなでつくる、循環型社会 19

第５章　　計画の推進 20
5.1 町、町民、事業者の役割の明確化 20
5.2 進行管理 20

資料編
資料１．南越前町環境基本条例
資料２．南越前町環境審議会規則
資料３．環境用語解説
資料４．南越前町環境基本計画策定経緯

文章中、右肩に「*」のついた用語は、巻末に用語解説を付しています。
※初回のみ付しています。

第1章　計画の基本的事項

1.1　計画改定の背景と趣旨

（１）計画改定の背景

「地球温暖化*の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」。これは、令和５（2023）年７月、気候変動対策を強化するよう世界各国に訴えた、国連事務総長からの警告です。夏季の異常な暑さは、私たち人間の健康的な生活や食料の確保をも脅かし、労働生産性国際労働機関（ILO）は巨額な経済損失が発生すると警告しています。

南越前町では、これまで、環境基本法及び南越前町環境基本条例に基づき平成 22（2010）年３月に最初の南越前町基本計画を策定し、その後幾度かの改訂を加えながら官民協働で町の環境保全に取り組んでまいりました。前計画では、「町民の手で 守り育てる 山・海・里」を基本目標とし、４つの基本方針を立て、大気環境・水環境の保全、循環型社会*の促進、山・海・里の保全、地球温暖化防止対策等の施策が盛り込まれました。

その後の環境への取組は、社会的に大きく変化してきました。深刻さを増す地球温暖化を背景に、令和２（2020 年）10 月には菅総理大臣（当時）による「2050 年カーボンニュートラル*宣言」が打ち出されました。また、令和３（2021）年７月の G7 サミットでは、同じく国際的に深刻さを増す生物多様性*の劣化に対して、各国の陸と海の 30%以上を保全するという「30 by 30 *目標」が合意されました。このように、近年、環境に係る政策は大きく転換・強化されています。

前・南越前町環境基本計画は、福井県の環境基本計画見直しが原則５年ごとに行われていることを踏まえて、平成 30 年度から令和４年度までがその期間となっていました。今回の南越前町環境基本計画の改定は、前計画の進行状況を点検するとともに、このような社会情勢を踏まえて実施するものです。

【南越前町環境基本計画の経緯】

・平成２２年３月　南越前町環境基本計画策定（計画期間：平成２２～２９年度（８年間））

・平成３０年３月　計画改訂（計画期間：平成３０～　　３４年度（５年間））

・令和　２年３月　一部改訂（計画期間：平成３０～令和　４年度（５年間））

（２）環境に関連する国内外の動向

１）脱炭素*社会の構築

脱炭素とは、二酸化炭素などの温室効果ガス*の排出量を実質ゼロにすることです。脱炭素を実現した社会を「脱炭素社会」といいます。このまま地球温暖化が進行することで、人々の健康被害、異常気象による災害の多発、生態系への悪影響、インフラ機能の停止などが懸念されています。

平成 27（2015）年にパリで開催された COP21（第 21 回気候変動枠組条約締約国会議）では、「パリ協定*」が合意されました。この協定では、世界の平均気温を産業革命以前に比べて 2℃より低く保つことが目標として示され、平成 28（2016）年に採択されました。米国等の加盟国には、二酸化炭素排出量の削減目標策定や実施状況の提出が求められています。

わが国では、温室効果ガスの排出は「2030（令和 12）年には 2013（平成 25）年度比でマイナス 46%」を目標として掲げました。2020（令和 2）年には、日本政府は 2050（令和 32）年までに脱炭素社会を目指すことを国際的に宣言しています。これを実現するためには、国、自治体、企業、団体、消費者等の主体が、国民・消費者の新しい暮らしを後押しすることが必要とされています。

２）生物多様性の保全

生物多様性とは、様々な生きものが、異なる環境で自分たちの生きる場所を見つけ、互いに違いを活かしながらつながりを保ち調和していることを言います。生物多様性は、安定した気候、飲料水や食料の供給など、私たちの生活に大きな恩恵をもたらしています。しかし、現在は、恐竜絶滅の速度をはるかに超えると言われる生物多様性の消失に直面しています。

平成 22（2010）年開催の生物多様性条約 COP10 では、令和 2（2020）年までの世界目標である「愛知目標」が採択されました。しかし、その目標達成は遠く、今までどおりのシナリオでは生物多様性損失は増大する危機感から、令和 3（2021）年 6 月開催の G7 サミットでは「2030 年自然協約」が合意され、30 by 30 目標への取組推進が約束されました。

わが国では、令和 4（2022）年 12 月に開催された COP15 で合意された「昆明（こんめい）・モントリオール生物多様性枠組」をもとに、令和 5（2023）年 3 月、令和 12（2030）年のネイチャーポジティブ*（自然再興）の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性や自然資本*を守り、活用するための戦略として「生物多様性国家戦略* 2023-2030」が閣議決定されています。

３）循環型社会の形成

循環型社会とは、廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる概念として提示されました。

世界的には、資源・エネルギーや食糧需要の増大、プラスチックをはじめとした廃棄物の増加が深刻化しています。平成 27（2015）年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ*」の中で掲げられた持続可能な開発目標（SDGs*）においても、「持続可能な生産消費形態を確保する」というゴールが設定されており、循環型社会への転換は世界共通の目標となっています。

わが国では、廃棄物・リサイクル*問題の解決のため、平成 12（2000）年に「循環型社会形成推進基本法」をはじめとした各種リサイクル法が制定され、3R（リデュース、リユース、リサイクル）が推進されています。また、国際的な関心が高まっているプラスチックごみについても、令和４（2022）年に、削減とリサイクルを促進する「プラスチック資源循環促進法」が施行されるなど、循環型社会に向けた取組を進めています。

４）環境－経済の視点

近年、環境と経済を対立する概念として捉えるのでなく、環境が社会経済活動の基盤であることを念頭に、環境負荷の低減と経済の好循環の両立を目指していく動きが活発化しています。特に、脱炭素社会を目指す取組を通じて経済社会システム全体を変革する、GX（グリーントランスフォーメーション）*実現に向けた動きが加速しています。

令和５（2023）年４月に開催された、G7 札幌気候・エネルギー・環境大臣会合においても、地球環境の悪化は経済・社会にも大きな影響を与える問題であるとして、持続可能な経済成長とエネルギー安全保障を確保することが確認されました。具体的には、GX の世界的な推進及び促進のほか、ネットゼロ*、循環経済、ネイチャーポジティブ経済の総合的な実現に向けた協働などの重要性が共有されました。

わが国でも、令和５（2023）年２月に「GX 実現に向けた基本方針」が閣議決定されました。徹底した省エネの推進や再エネの主力電源化などにより、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換していくことで、2050 年カーボンニュートラルと産業競争力強化・経済成長を同時実現していくとしています。

1.2 計画の位置づけ及び関連計画

本計画は「南越前町環境基本条例」第 13 条に基づいて定めるものであり、国や県の関連する法、条例及び計画と連携するとともに、「南越前町総合計画[1)]」を環境面から補完する計画として位置づけ、環境政策の基本とするものです。

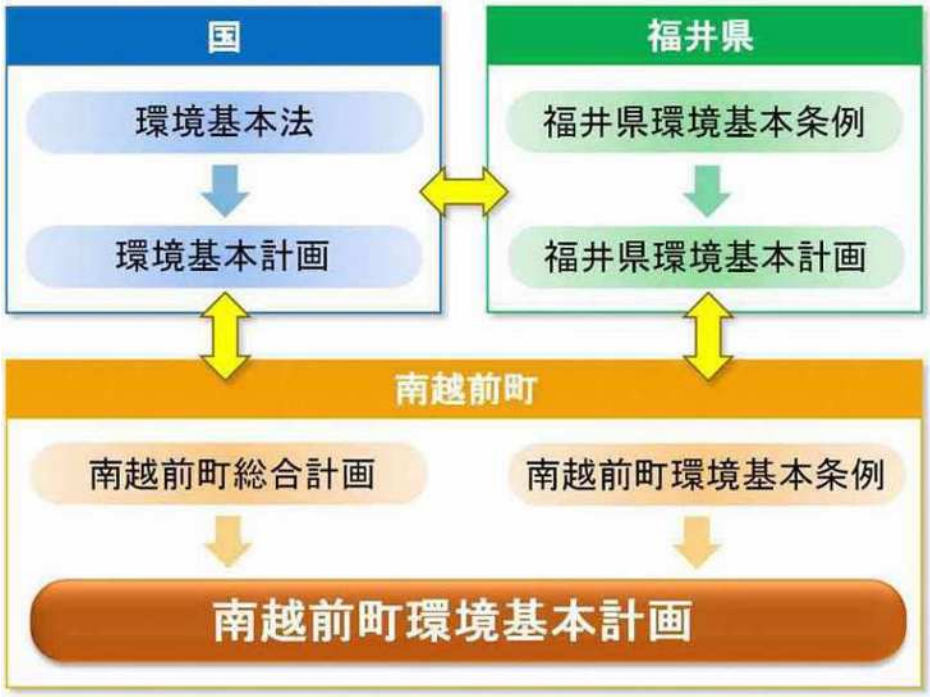

図　南越前町環境基本計画の位置づけ

[1)] 南越前町総合計画：計画の理念『海と緑と歴史の恵みに抱かれて、出会いから活力の花ひらく町』の実現に向け、行政と町民が一体となって新しいまちづくりに取り組んでいくために、６つの日標を掲げて、分野ごとに施策や事業を展開している。
※環境関連項目：『安全安心して暮らせるまちづくり（安全な環境づくり、上下水道の整備、自然環境との共生）』『人と文化を育むまちづくり（豊かな人間性を育む教育の充実と環境の整備、歴史文化の継承と芸術文化の振興）』『住民主体のまちづくり（住民と行政の協働によるまちづくり）』

1.3 計画の期間

本計画の対象期間は、令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間とします。ただし、南越前町総合計画の改定時や、今後の環境に関する課題や社会情勢の変化等に適切に対応するため、５年経過時点等で適宜見直すこととします。

● SDGs と第 2 次南越前町環境基本計画 ●

SDGs とは持続可能な開発目標のことで、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す、世界共通の目標です。平成 27（2015）年の国連サミットにおいて 197 の全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。令和 12（2030）年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

17 のゴールは、①貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ、②エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消など全ての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ、そして③地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダといった世界が直面する課題を網羅的に示しています。SDGs は、これら社会、経済、環境の 3 側面から捉えることのできる 17 のゴールを、総合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

本計画では、南越前町が目指す環境像の実現にむけた環境施策を推進する際、SDGs との関連性を明確にします。また、多様な主体との連携により、脱炭素社会、生物多様性保全、循環型社会など持続可能な社会への移行を目指します。

SDGs のウェディングケーキ図

引用：環境省 Website

1.4 環境指標

前南越前町環境基本計画では、「町民の手で守り育てる山・海・里」を基本目標に４つの基本方針を掲げ、各種施策を講じてまいりました。環境全般では横ばいで推移しているものの、ごみの排出量は目標を下回る状況となっています。

表　前計画（令和２年３月改定）における環境指標（数値目標）の達成状況

指標項目	目標値	実績		達成状況	備考
	令和４年度（2022年度）	平成28年度（2016年度）	令和４年度（2022年度）		
１．いきいきと暮せる住みよいまち（生活環境）					
海の水質	類型Ａ	類型Ａ	類型Ａ	⇨	越前加賀海岸地先
河川の水質	類型Ａ	類型Ａ	類型Ａ	⇨	口野川
レジ袋有料化取り組み店舗数	11店舗	6店舗	全店舗	⇗	法改正に伴い全小売店舗対象
１日一人当たりのごみ排出量	552.5ｇ（H32）	596ｇ	695ｇ	⇘	一般廃棄物処理基本計画(南越清掃組合)より
古紙類のリサイクル	350,000kg	321,010kg	179,170kg	⇘	コロナ禍のため集落での収集が停滞
ごみ処理経費（町民１人当たり）	15,960円	16,801円	16,455円	⇨	5%削減
不法投棄看板設置数	120ヶ所（H31）	85ヶ所	125ヶ所	⇗	南越前町総合計画より
不法投棄監視パトロール回数	8回(H31)	5回	6回	⇨	南越前町総合計画より
２．豊かな自然をいつまでも誇れるまち（自然環境）					
希少野生動植物の数	261種	261種	261種	⇨	福井県レッドデータブック（平成27年）より
観光客入込数	774,000人（H31）	591,517人	1,788,086人	⇗	南越前町総合計画より
３．地球にやさしい行動に取り組めるまち（地球環境）					
温室効果ガス総排出量	10,356t-CO2	10,000t-CO2	7,000t—CO2（R02）	⇗	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)より
４．未来の環境に向けて行動できるまち（環境教育）					
清掃ボランティア団体数	20団体（H31）	15団体	17団体	⇨	南越前町総合計画より
町主催環境イベントの参加人数	100人	59人	0人	-	R4催事未開催(新型コロナウィルス感染症拡大による)

令和5年3月末現在

第2章　南越前町が目指す環境像

2.1　基本理念

＊＊＊　町が目指す環境に関する理念を掲載　＊＊＊

※ 参考…現計画：町民の手で 守り育てる 山・海・里

2.2　目指す環境像

＊＊＊　町が目指す環境像を記載　＊＊＊

** 基本理念・環境像を実現するための基本目標を記載 **
※現計画・４方針→新計画・５方針の設定を想定

2.3 基本目標

○○○

** 環境分野の“必須科目・4項目＋α”について掲載 **
※基本方針 - 基本施策・行動計画 - 数値目標を掲載。
※現・原稿は、「イメージ」です。実際の施策検討は別紙参照。

第3章　基本施策と行動計画

3.1 地球規模で生活基盤を守る ～脱炭素社会を実現するまち～

近年、地球温暖化はますます深刻化してきています。地球温暖化が要因と考えられる異常気象は、時に豪雨災害等の生活基盤を揺るがすこともあります。地球温暖化を軽減するため、脱炭素社会の実現は、行政、事業者、町民それぞれが連携して待ったなしの取組が必要です。

【基本施策】

◆ 町が取り組むこと

- 温室効果ガス排出量を令和12年（2030）での平成25（2013）年度比で50%削減し、世界が目指す令和32（2050）年のカーボンニュートラルの実現に貢献します。
- 国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」や「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」に協働し、町民運動に繋げます。
- 公共施設等への太陽光発電設備や蓄電池の導入を積極的に検討し、実施します。
- 再生可能エネルギー*等の電力の購入・活用を促し、再エネの地産地消を推進します。
- ZEB*・ZEH*、既存住宅の省エネ化（断熱性向上等）の情報発信、啓発活動を行います。
- 省エネ家電や高効率設備、省エネ行動に関する情報を積極的に発信します。
- 公用車へ環境配慮車両（EV等）の導入を推進します。
- ハザードマップ等に関する情報を積極的に発信します。
- 防災訓練や避難計画作成等活用し、町をあげた防災意識の醸成に努めます。

◆ 事業者・住民の皆様に取り組んでいただきたいこと

- 国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」や「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」に、事業所や職場、ご家族などでご参加ください。
- 工場、業務ビル、住宅等で、太陽光発電システムや蓄電池の導入をご検討ください。
- 高効率型や省エネ型など、環境負荷の少ない家電製品への買い替えをお願いします。
- エコカーや次世代自動車への買い替えをご検討ください。

- 新築、改築時には、省エネ設計や ZEB や ZEH の導入を検討ください。
- 新築、改築時には県産材（町内産材）の木材をご利用ください。
- 森林の役割を学んだり、環境イベント・活動に積極的にご参加ください。
- 台風・集中豪雨や熱中症への対策への準備、ハザードマップの確認など、職場やご家族での備えをお願いします。

§ 令和 15（2033）年度までの目標

指　標	現　状	目　標
温室効果ガス総排出量	●●ｔ－CO2	●●ｔ－CO2
公用車の次世代自動車導入率	●●%	●●%

● カーボンニュートラルとは ●

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることです。「排出を全体としてゼロ」とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」と、植林や森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味します。

カーボンニュートラルの考え方　引用：環境省 Website

平成 27（2015）年にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として「世界の平均気温上昇を産業革命前と比べて 2℃以下に保ち、1.5℃に抑える努力をすること」などが合意されました。気温上昇を 1.5℃に抑えるためには、2050 年までに温室効果ガスを世界全体で実質ゼロにする必要があると試算されています。そのため、この実現に向けて、120 以上の国と地域が「2050 年カーボンニュートラル」という目標を掲げて取組を進めています。

日本においては、令和 2（2020）年 10 月に、政府が令和 32（2050）年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しており、カーボンニュートラル、脱炭素に向けた動きが加速しています。

3.2 豊かな自然を未来につなぐ
～生物多様性を育むまち～

○○○

● 30 by 30 とは？ ●

30 by 30（サーティ・バイ・サーティ）とは、令和 12（2030）年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。私たちの社会全体を支える生態系サービスは劣化傾向にあり、地球規模で生物多様性の損失を食い止め、回復させる「ネイチャーポジティブ」に向けた行動が急務となっています。

令和 3(2021)年 6 月に開催された G7 サミットでは、世界目標の決定に先駆けて 30by30 を進めることが合意されました。また、令和 4（2022）年 12 月の国連の生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で採択された国際目標「ポスト 2020 枠組み」、令和 5（2023）年 3 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」にも、この 30 by 30 目標が組み込まれています。

そして、この目標達成のために、我が国では主に「OECM(オーイーシーエム)の設定と管理」が推進されることとなりました。OECM とは、保護地域以外で生物多様性の保全に貢献する地域のことです。民間等の取組により、生物多様性保全に貢献している区域を「自然共生サイト」に認定し、OECM として国際的なデータベースに登録することとしています。

OECM のイメージ

引用:環境省 Website

3.3 豊かな暮らしを次世代につなぐ
～生活環境を守るまち～

○○○

3.5 みんなで共に学び活動する
～パートナーシップのまち～

○○○

** 南越前町独自のオリジナルプロジェクト **
委員皆さまのご意見をもとに３プロジェクトを検討。

第4章　重点プロジェクト

重点プロジェクト１　町民みんなで実現する脱炭素社会

地球温暖化は、もはや「沸騰状態」とも表現されるようになりました。2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向けて、行政・事業者・町民が一丸となった「変革」が必要な時となりました。

◆ 取組内容

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けて、エネルギーの自給自足を進め、さらなる省エネに取り組み、カーボンニュートラルの実現に近づけます。点から線へ、線から面へと小さな活動を地域全体に広げて大きな効果に繋げます。

取組① 脱炭素実現具体化の検討

町においてゼロカーボンシティ宣言を行い、行政・事業所・住民が連携し、脱炭素を実現するための取組具体化を検討します。実効性の高い、かつ野心的な取組を模索します。

取組② 再エネ普及と地産地消

廃棄物焼却に伴い発生する熱源によるエネルギーの活用をはじめ、風力発電、小水力発電等の再生可能エネルギーの導入・普及に取り組みます。その際、生み出すエネルギーが町内で活用できる仕組みの導入を皆で検討・実現してまいります。

取組③ みんなで“打ち水”

行政・事業所・住民が連携し、盛夏において「打ち水」を行って夏季の冷房利用の低減を導くなど取り組む。打ち水への参加の様子は SNS や広報誌等で情報発信し、皆で省エネルギー*への機運を高める。

◆ 役割分担

行　　政	● ゼロカーボンシティ宣言 ● 脱炭素実現具体化の検討 ● 公用車への EV 車、PHEV 車等のエコカー導入

	● ＺＥＢ、ＺＥＨの導入啓発 ● 再生可能エネルギー普及（公共施設・観光施設等への EV 充電設備導入） ● 木質バイオマス*エネルギー導入の検討 ● 打ち水への参加、事業所・住民への呼びかけ
事業所・住民	● 脱炭素具体化への参加 ● EV 車、PHEV 車等のエコカー導入 ● ＺＥＢ、ＺＥＨの導入 ● 省エネタイプの家電（LED 照明など）への転換 ● 打ち水への参加

§ 令和 15（2033）年度までの目標

指　標	現　状	目　標
電力の地産地消	○%	○%
打ち水参加者数	-	○人

重点プロジェクト２　豊かな生態系を活かした防災・減災

南越前町では、町の面積の９割を超える広大な山林を有しており、豊かな生物多様性を育み、水源涵養と土砂災害等の機能を有しています。しかし、近年多発する豪雨等により、頻繁に土砂災害等が発生し、森林環境の保全とその機能向上が求められます。

◆ 取組内容

スギ・ヒノキ等の人工林では適切な除間伐等の施業を行い、また、ニホンジカ等の計画的な捕獲駆除を推進するなどして、森林環境の保全と機能向上に努めます。

取組① 生態系を活かした防災・減災の研究（Eco-DRR の推進）

行政・事業者・住民と専門家とで、町に適した生態系を活かした防災・減災について、まずは学び、町においてどのような取組が適するか、検討を進めます。皆で学びを進めるなかで、森林の適切な管理方法等について具体化してまいります。

取組② 「グリーンインフラ」の普及啓発

山林が水源涵養や土砂災害等の機能を保つためには適切な管理が肝要です。また、町内に広がる農地でも水源涵養機能が期待できます。また、生活空間においても、強い降雨等に対するしなやかさを有することで防災・減災を高めることができます。森の整備、田んぼダム、雨庭などのグリーンインフラの普及啓発を推進し、豊かな生態系を活かした防災・減災を実現します。

取組③ 自然共生サイトの登録推進

高い生物多様性を有しており、かつ、適切に管理された森林は、自然公園等に登録されていなくてもネイチャーポジティブを推進するための重要な場所です。こうした場所を自然共生サイトとして、行政・事業者が連携して登録に取り組みます。

◆ 役割分担

行　　政	● 防災・減災を考慮した森林管理の計画策定や事業者への指導 ● 防災・減災に役立つ身近なグリーンインフラの紹介 ● 豊かな森林生態系を有する森林の自然共生サイトへの登録推進 ● 生態系サービスの重要性の町民への普及啓発 ● シカ等野生動物の適切な管理推進

	● 外来種*の適切な管理に関する情報発信
事業所・住民	● 計画的な除間伐（森林施業従事者） ● 自然再生共生サイトへの登録 ● 県産材の積極的な利用 ● 自然環境を活かしたエコツアーの開催（観光事業者等） ● 伐り出された樹木の薪等での利用 ● 雨水貯留、雨庭の導入 ● 外来種の適切な管理の実施

§ 令和 15（2033）年度までの目標

指　標	現　状	目　標
自然共生サイトの登録	０件	○件
	－	－

重点プロジェクト３　町民みんなでつくる、循環型社会

南越前町は、山・川・里・海がつながる、豊かな自然を有しています。しかし、海岸にはゴミが広がり、観光地でもポイ捨てがたくさんみられます。気候変動への具体的な対策に繋げるためにも、町民のリサイクル意識を高めることも肝要です。

◆ 取組内容

ゴミを減らし、リサイクルを高めることで、美しい南越前町を取り戻し、気候変動の具体的な対策に繋げます。

取組①　クリーンアップの実施

行政・事業者・住民とが連携し、海岸、河川、生活空間等でのごみの除去を行います。ゴミ拾いに関するイベントの導入も検討し、皆で楽しみながら、達成感の得られるクリーンアップを継続して実施します。

取組②　食べ残しゼロの町民運動の展開

町内の、食品小売店、飲食店、旅館・民宿等に呼びかけ、「食べ残しゼロ」を推進します。

◆ 役割分担

行　　政	● クリーンアップ等の活動の企画・呼びかけ ● ごみの減量、リサイクル、食べ残しゼロなどについて情報発信 ● フードドライブへの参加 ● 備蓄食品の無償配布・有効活用の推進
事業所・住民	● クリーンアップ等の活動への参加 ● ごみ減量、リサイクル、食べ残しゼロへの参加

§　令和 15（2033）年度までの目標

指　標	現　状	目　標
クリーンアップの催し開催		○件/年
	-	-

** 環境基本計画の推進体制・進行管理計画を記載 **
※全２頁程度で、基本的には現計画・管理を維持を想定。

第5章　計画の推進

5.1　町、町民、事業者の役割の明確化

○○○

資料編

資料１．南越前町環境基本条例

** 条例条文を記載 **

資料２．南越前町環境審議会規則

** 審議会規則を記載 **

** 本計画に記載のある環境用語解説（1 用語数行程度ずつ） **
※最終的に、全 2 頁程度を想定。

資料３．環境用語解説

（五十音順）

アジェンダ	「行動指針」という意味でつかわれることが多い。英語で、agenda と綴り、協議事項、議事日程、予定表、などと和訳される。
ＳＤＧｓ（エスディジーズ）	「Sustainable Development Goals」の略語。持続可能でよりよい社会を目指すための国際目標。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて、加盟国 197 か国の全会一致で採択された。全 17 目標を、令和 12（2030）年までに達成することを目指すとされている。
温室効果ガス	地球温暖化の主な要因といわれている温室効果ガスで、二酸化炭素、メタン、フロン類などがこれにあたり、圧倒的に排出量が多いのは二酸化炭素で人類が排出する温室効果ガスのうち、３／４を占めているとされる。
外来種	人為の影響により、本来の生息地域から元々は生息していなかった地域に入り込んだ生物のこと。生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすものは外来生物法による指定を受け、その取扱いに法的な規制も適用される。
カーボンニュートラル	二酸化炭素の排出量と吸収量を均衡させて、排出全体を実質ゼロにすること。経済活動や日常生活による二酸化炭素の排出を削減することにとどまらず、森林管理などによって吸収量を増加することで、合計ゼロの状態を目指すとされている。
環境基準	大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。環境基本法において、その基準が定められている。
GX（グリーントランスフォーメーション）	脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の 3 つを同時に実現させる成長戦略で、令和 5（2023）年 2 月には「GX 実現に向けた基本方針」が閣議決定された。
再生可能エネルギー	量に限りがある化石燃料と違い、比較的短期間で再生でき、枯渇せず何度も使うことができるエネルギーのこと。水力・風力・地熱による発電、森林の間伐材や家畜の排泄物などのバイオマス燃料を利用するバイオマス発電やバイオマス熱利用がこれにあたる。発電時に大量の二酸化炭素を排出しない。
３０ by ３０（サーティ バイ サーティ）	令和 12（2030）年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）ゴールに向け、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする国際的な目標。令和 3（2021）年に英国で開催された G7 サミットにおいて合意され、G7 各国で取組が約束された。
自然資本	森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本（ストック）のこと。自然資本の価値を適切に評価し、管理することが、国民生活を安定させ、企業経営の持続可能性の向上つながると考えられている。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで、物質の効率的な利用やリサイクルの推進により、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会と定義される。
省エネルギー	石油や石炭、天然ガスなどのエネルギー資源の消失を防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。エネルギーの安定供給確保と、地球温暖化防止の両面の意義をもつ。家庭でのエネルギー消費の割合は大きく、かつ増加している。
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という 3 つのレベルの多様性があるとしている。

生物多様性国家戦略	生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画のこと。日本では、平成 7（1995）年に最初の「生物多様性国家戦略」が策定され、現行計画は、令和 5（2023）年に策定された第六次戦略「生物多様性国家戦略 2023－2030」である。
ＺＥＢ （ゼブ）	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（Net Zero Energy Building）の略。快適な室内環境を実現しながら建物で消費する年間の 1 次エネルギー収支ゼロを目指した建物。
ＺＥＨ （ゼッチ）	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Net Zero Energy House）の略。ゼッチには複数の種類があり、標準的な ZEH のほか、需給一体型を目指したより高性能な住宅として次の二つがある。 ○ ゼッチプラス（ZEH+）：ZEH をさらに高性能化し、電気自動車充電設備等の再エネの自家消費拡大につながる設備を導入した住宅。 ○ 次世代 ZEH+ ：ゼッチプラスに蓄電システムや燃料電池などの再エネの自家消費拡大につながる設備を導入した住宅。
脱炭素	二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすること。脱炭素を実現した社会を「脱炭素社会」といい、日本政府は令和 32（2050）年までに脱炭素社会を目指すと宣言した。世界的に脱炭素を目指すのは、地球温暖化による気候変動を食い止めるためと、化学燃料の資源が枯渇するためとされる。
地球温暖化	人間活動の拡大により、大気中にある二酸化炭素など温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。地球温暖化が進むと、海面上昇、生態系の変化、水産業や農林業への影響等、さまざまな影響が懸念されている。
ネイチャーポジティブ （自然再興）	生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること。令和 4（2022）年 12 月に開催された COP15 において新たな国際目標として、「2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、反転させ、回復軌道に乗せる」ことが示された。
ネットゼロ	「温室効果ガスの排出が正味ゼロ」という意味で、CO2 やメタンなど大気中に排出される温室効果ガスと大気中から除去（森林などの吸収量なども含む）される温室効果ガスが同量でバランスが取れている状況のこと。
パリ協定	世界の平均気温を産業革命以前に比べて 2℃より低く保つことを目標とした協定。平成 27（2015）年にパリで開催された COP21（第 21 回気候変動枠組条約締約国会議）で合意し、平成 28（2016）年に採択された。米国等の加盟国には、二酸化炭素排出量の削減目標策定や実施状況の提出を促している。
バイオマス	再生可能な生物由来の有機物資源で、化石資源を除いたもののこと。廃棄物系バイオマスには、家畜排せつ物、食品廃棄物、 建設発生木材、下水汚泥などがあり、未利用系バイオマスには林地残材などがある。活用方法として、農業分野での飼肥料としての利用や、燃焼して発電するほか、 アルコール発酵やメタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などがある。
リサイクル	廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用する再生利用（再資源化）と、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）の 2 種がある。
レジリエンス	一般的に、様々な危機からの「回復力、復元力、強靭性（しなやかな強さ）」のこと。気候変動や自然災害、伝染病、人口減少や地域コミュニティの活力低下、インフラの老朽化などの様々な危機に対し、克服し、より良く発展する能力という意味合いで使用される。

資料４．南越前町環境基本計画策定経緯

（１）南越前町環境基本計画策定経緯

※環境基本計画策定経緯を記載

（２）第 2 次南越前町環境基本計画の策定経緯

※審議会会議の日程、構成員名簿を記載

第２次南越前町環境基本計画

発行　2024 年 3 月
　　福井県南越前町
編集　南越前町建設整備課
　　〒919-0292　福井県南条郡南越前町東大道 29-1
　　TEL　0778-47-3000(代表)
　　FAX　0778-47-3261
　　https://www.town.minamiechizen.lg.jp

本文中の写真は、市で撮影したもののほか、市民、事業者皆さまからお借りした写真を掲載しています。